

第 9 章 ひ と り 親 福 祉

近年、家族関係の結びつきの変化、生活意識の変化は著しいものがあり、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、家庭的にさまざまな問題が生じている。

特に母子世帯にとって、最も深刻な問題は低所得である。また、それに伴って生ずる教育・住宅の問題も多く、生活相談と母子世帯の経済的自立支援等のための母子及び父子福祉資金の貸付け、生活保護、母子生活支援施設への入所の実施など関連する諸施策を進めている。

1 ひと親相談 <子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係>

ひとり親家庭の経済上の問題、児童の就学、就職の問題その他さまざまな相談に応じ自立に必要な支援を行っている。

〔実 績〕

(各年度相談延べ件数)

年度	件数 総計	生 活 一 般								
		住居	医療	家 庭 紛 争			就職	結婚	その他	小計
				配偶者等 の暴力	その他	小計				
3	1,511	16	36	121	215	336	4	0	118	510
4	1,678	12	45	103	260	363	5	0	163	588
5	1,466	5	20	55	126	181	2	0	106	314

年度	児 童						生 活 援 護 (人)				
	養育	教育	非行	就職	その他	小計	母子及び父 子福祉資金	児童扶 養手当	生活 保護	その他	小計
3	38	17	0	0	0	55	546	8	3	294	851
4	38	16	10	0	0	64	609	16	8	269	902
5	9	6	2	0	0	17	676	4	4	334	1,018

年度	そ の 他 (件)					
	母子生活 支援施設	母子世帯向 公営住宅	売店設置	ひとり親 家庭休養 ホーム	たばこ 販売	小 計
3	95	0	0	0	0	95
4	124	0	0	0	0	124
5	117	0	0	0	0	117

2 母子及び父子福祉資金の貸付け <子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係>

20歳未満の児童を扶養している等の配偶者のいない女子若しくは男子に対し、その経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子及び父子福祉資金の貸付けを行っている。

資金の種類	貸付限度額(円)	償還期間	利率(%)	実績		
				3	4	5
						上段：件数 下段：金額(円)
事業開始資金	3,140,000	7年以内	0 又は 1.0	0(0)	0(0)	0(0)
	母子・父子福祉団体の場合 4,710,000			0(0)	0(0)	0(0)
事業継続資金	1,570,000	7年以内	0 又は 1.0	0(0)	0(0)	0(0)
				0(0)	0(0)	0(0)
技能習得資金	知識技能を習得する期間中 (5年以内)月額68,000	20年以内	0 又は 1.0	0(0)	0(0)	1(0)
	自動車運転免許を習得する場合 460,000			0(0)	0(0)	198,000(0)
修業資金	知識技能を習得する期間中 (5年以内)月額68,000	20年以内	0	0(0)	0(0)	0(0)
	自動車運転免許を習得する場合 460,000			0(0)	0(0)	0(0)
就職支度資金	100,000	6年以内	0 又は 1.0	0(0)	0(0)	0(0)
	通勤のために自動車を購入する場合 330,000			0(0)	0(0)	0(0)
医療介護資金	医療 340,000(特別 480,000)	5年以内	0 又は 1.0	0(0)	0(0)	0(0)
	介護 500,000			0(0)	0(0)	0(0)
生活資金	1. 母子及び父子世帯になって7年未満の世帯 月額105,000(生計中心者でない場合70,000) 2. 医療又は介護を受けている期間中の世帯 月額105,000(生計中心者でない場合70,000) 3. 失業期間中の世帯 月額 105,000(生計中心者でない場合70,000) 4. 技能習得期間中の世帯 月額 141,000 上記1の方で養育費取得のための裁判費用(12月相当)1,260,000	5年、8年、20年以内	0 又は 1.0	0(0)	0(0)	0(0)
				0(0)	0(0)	0(0)
住宅資金	1,500,000 (特例 2,000,000)	6年(7年)以内	0 又は 1.0	0(0)	0(0)	0(0)
				0(0)	0(0)	0(0)
転宅資金	260,000	3年以内	0 又は 1.0	0(0)	0(0)	0(0)
				0(0)	0(0)	0(0)
結婚資金	(児童対象) 300,000	5年以内	0 又は 1.0	0(0)	0(0)	0(0)
				0(0)	0(0)	0(0)
修学資金	(児童対象) 月額 27,000~183,000	20年以内	0	24(2)	19(1)	7(1)
				16,311,604 (1,477,200)	8,353,200 (528,000)	5,664,000 (1,056,000)

資金の種類	貸付限度額（円）	償還期間	利率（％）	実績		
				3	4	5
就学支度資金	（児童対象） 64,300～590,000	5年又は20年以内	0	3 (1)	0 (0)	1 (0)
				1,630,000 (580,000)	0 (0)	300,000
計				27 (3)	19 (1)	9 (1)
				17,941,604 (2,057,200)	8,353,200 (528,000)	6,162,000 (1,056,000)

注1 貸付限度額、償還期間、利率は令和4年4月1日現在

注2 償還開始は据置期間（6か月又は1年）経過後

注3 高等専門学校などに就学中の児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、各々の金額に児童扶養手当額を加算した額が貸付限度額になる

注4 実績の（ ）は父子福祉資金内数

3 自立支援教育訓練給付金の支給 <子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係>

ひとり親の就労を促進するため、児童扶養手当の支給を受けているなど一定の条件を満たしたひとり親家庭の親に、雇用保険の教育訓練給付金制度の指定講座の受講終了時に受講料の一部を支給している。

年度	3	4	5
件数	2	0	2
金額（円）	193,909	0	487,491

4 高等職業訓練促進給付金の支給 <子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係>

ひとり親の就業に向けた資格取得のため、児童扶養手当の支給を受けているなど一定の条件を満たすひとり親家庭の親に、修業訓練中における負担の軽減を図るため促進給付金を支給している。

年度	3	4	5
件数（延べ月数）	2(24)	2(24)	2(24)
金額（円）	2,400,000	2,930,000	2,930,000

5 母子生活支援施設、入院助産施設への入所

<子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係>

(1) 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる女子とその監護を受ける児童を入所させて、児童の健全育成を図る等、母子の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とした施設である。

〔実績〕

（各年度3月31日現在）

施設名	定員	入所世帯数（人員）		
		3	4	5
みどりハイム	20世帯	12 (34)	13 (33)	11 (27)

※みどりハイムの指定管理者は、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

(2) 入院助産

経済的理由で病院等に入院して出産することが困難な妊産婦を指定の助産施設（病院、助産所）に入所させ、分娩費の助成を行っている。

助産施設入所状況（各年度実施人数）

年度		3	4	5
病院	都立	0	0	0
	その他	2	3	5
助産所		0	0	0

6 ひとり親家庭ホームヘルプサービス

＜子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係＞

日常生活を営むのに、著しく支障があるひとり親家庭（配偶者のいない女子若しくは男子が現に児童を扶養している家庭）に対して、一定の期間、ホームヘルパーの派遣が受けられる介護券を交付し、日常生活の世話等必要な援助を行っている。

年 度	3	4	5
派遣世帯数	15	17	20
延派遣世帯数	132	162	187
延派遣回数	1, 155	1, 319	1, 565

7 ひとり親家庭学習支援事業 ＜子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係＞

児童扶養手当受給世帯又は所得がこれに相当するひとり親家庭の子どもを対象に、大学生等のボランティアによる学習支援や、子どもの心に寄り添った生活支援を実施している。（全40回）

年度	内 容	学 年	受講人数
5	学習塾型	小学校4年生～6年生	7
		中・高校生	23
	家庭教師派遣型	小学校4年生～6年生	12
		中学生	8

8 ひとり親家庭等の医療費助成 ＜子育て支援課手当・医療係＞

ひとり親家庭等に対し、保険医療の自己負担分の一部または全額を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的としている。

〔対 象〕

次の①～③のすべてに該当する方

- ① 区内に居住し、18歳到達以後の最初の3月31日まで（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）で、次のいずれかの状態にある児童とその保護者
 - ア 父母が離婚した児童
 - イ 父又は母が死亡した児童
 - ウ 父又は母が重度の障害がある児童
 - エ 父又は母が生死不明である児童
 - オ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
 - カ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
 - キ 婚姻によらないで生まれ、父又は母から扶養されていない児童
 - ク 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ② 国民健康保険又は社会保険に加入している人とその被扶養者である人
- ③ 年間の所得が制限額未満であること

※ ただし、生活保護受給者、施設入所者（一部除外施設あり）及び里子は対象としない

〔所得制限額〕

扶養親族等の数	0人	1人	2人以上
本人の所得（円）	1, 920, 000	2, 300, 000	1人につき380, 000円加算
孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の所得（円）	2, 360, 000	2, 740, 000	

※ 平成15年1月1日から適用

〔助成方法〕

医療保険を扱う病院等の窓口で、被保険者証と医療証（「**親**医療証」）を提示すると、保険医療費の自己負担分の一部または全額が助成される。

一部自己負担の内容（令和6年6月1日現在）

	課税世帯	非課税世帯
外来〔個人〕	定率1割負担（上限18,000円/月） （上限144,000円/年）	なし
入院 〔外来と世帯の合算含む〕	定率1割負担（上限57,600円/月） （多数回該当時の上限44,400円/月）	なし
入院時食事療養費	1食490円	1食490円（減額の場合は1食230円、過去1年間の入院日数が91日以上の場合は1食180円）

※ 令和元年8月から適用

※ 多数回該当とは、世帯の合算を含めた入院時等の医療費の自己負担分について、過去12か月以内に自己負担上限額57,600円まで達した月が3回以上ある場合、4回目以降の上限額が軽減される仕組みのこと。

この制度による診療を取り扱わない病院等で診療を受けたときは、保険診療の自己負担金を支払い、後で領収書（総点数等必要項目が記入されているもの）を添えて子育て支援課手当・医療係に申請し、払戻しを受ける。

〔実績〕

（各年度末現在）

年度	3			4			5		
	母子	父子	養育者	母子	父子	養育者	母子	父子	養育者
医療証 交付世帯数	713	25	4	669	23	3	679	24	3
医療証 交付者数	980	33	6	908	30	5	690	24	3

※医療証は世帯ごとに一枚交付し、氏名の記載のあるものが医療費の助成を受けることができる。

9 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
（令和5年度のみ） <子育て支援課手当・医療係>

物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対する国の支援措置として、児童扶養手当受給者等に対して給付を行った。

〔給付額〕 50,000円（児童1人あたり）

〔受給児童数〕 1,064人